

諸外国における電波利用料制度について

1 諸外国における電波利用料制度の概要

国名	名称	性格	所掌機関	財政的な位置付け
米国	行政手数料（非連邦政府）	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理に係る行政費用を回収 免許時及び更新時に賦課（無線サービス免許期間：最大10年） 	連邦通信委員会（FCC） [連邦政府通信を除くすべての民間通信が対象]	特定財源化された一般会計 （徴収した手数料収入は、電波管理を含む FCC 活動経費に充当する。）
	周波数管理料（連邦政府）	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理に係る行政費用を回収 年1回賦課 	電気通信情報庁（NTIA） [連邦政府通信が対象]	特定財源化された一般会計（徴収した手数料は、連邦政府用周波数の管理費と関連する研究開発費に充当）
英国	無線電信免許料	サービスの種類又は周波数帯域に応じて、無線電信免許料として以下のいずれかが適用される。 ①管理インセンティブ料金(AIP)（電波経済価値回収）---年1回賦課 ②規制的料金設定（行政費用回収）---年1回賦課 ③オークション（電波経済価値回収）---基本的に1回払い（①及び②の支払は無し）	通信庁（Ofcom）	特定財源化された一般会計 （Ofcom の運営費を充当するものとして、一旦上位所管庁である DTI（貿易産業省）に納付し、その後、Ofcom は、DTI から補助金として電波監理に係る行政費用が交付される。Ofcom の電波監理費を超える部分については一般財源として国庫収納。）
ドイツ	周波数割当手数料	<ul style="list-style-type: none"> 周波数割当に係る行政費用を回収 割当時に賦課 	連邦ネットワーク庁（BNetzA）	特定財源化された一般会計 （BNetzA の運営費の回収を目的として徴収し国庫に納入される。BNetzA には、連邦財務省から年間予算が与えられる）
	周波数保護分担金	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理に係る行政費用の回収 年1回賦課 		
フランス	周波数使用料	<ul style="list-style-type: none"> 周波数は賃貸としてみなされており、賃貸料として回収 年1回賦課 	全国周波数庁（ANFR） 電子通信・郵便規制機関（ARCEP）	一般財源（歳入と歳出は連関しない）
	周波数管理料	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理に係る行政費用を回収 年1回賦課 		
韓国	電波利用料	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理に係る行政費用及び電波振興のための財源の回収 四半期毎もしくは年1回賦課 	情報通信部（MIC）	特定財源化された一般会計（徴収した手数料収入は、電波監理、電波利用環境整備等に充当する）

2 料額設定・予算策定プロセス

国名	法体系の特徴	料額設定プロセス	改定期間	予算策定プロセス
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手数料 (FCC) : [1934 年]通信法第 9 条 (1993 年包括財政調整法による修正) 	<p>料額算定式：年間手数料単価[*]=カテゴリー別総額÷(単位数×免許年数)</p> <p>※年間手数料単価は次のプロセスで決定される。</p> <p>①料金カテゴリー別の総徴収金額の決定： FCC が定義する放送や有線通信などのカテゴリー別の総額を、前年度の議会承認額からの変動分を比例的に割振って、決定する。</p> <p>②単位数： 携帯電話では、加入者数、その他の無線サービスの場合は無線局数を FCC が決定。</p>	毎年	<p>2 月： 予算案の議会提出</p> <p>～9 月： 議会での歳出承認額の決定 (新年度開始前)</p> <p>翌年 2～3 月： 新利用料額を提案し、パブコメ実施</p> <p>6～7 月： 利用料額決定</p> <p>9 月： 電波利用料を当該年度内で徴収</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数管理料 (政府) : NTIA 法 (47 U.S.C. Part 8) 第 903 条(i)項 	<p>NTIA が提案する周波数管理費と研究開発費に基づく予算案をベースに、議会で決定される議会承認総額を対象無線局数で割って算定 (例：2007 年度 \$108/局)</p>	毎年	<p>毎年 2 月に予算案を議会へ提出</p> <p>～9 月： 議会での歳出承認額の決定 (新年度開始前)</p> <p style="text-align: center;">利用料額決定</p>
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・2006 年無線電信法(Wireless Telegraphy Act 2006) (電波利用制度規定) <ul style="list-style-type: none"> —第 12 条 (免許人の利用料) —第 28 条 (国等の免許人の利用料) ・規則・命令(Statutory Instrument) (料額規定) 	<p>免許料額の設定方法には、①管理インセンティブ料金(AIP)、②規制的料金設定、③オークションの 3 種類がある。</p> <p>(例：(AIP) 移動通信サービスの場合)</p> <p>免許料=周波数料金単位¹×帯域幅×占有エリア²×係数³</p> <p>1 1km² をカバーする 1MHz 当たりの料金(£1.65)</p> <p>2 地理的に占有しているエリア</p> <p>3 対象となるサービスの技術的、経済的要素を考慮して乗じる。例えば、技術的に進んでおり、周波数の効率的な利用につながれば、小さく設定される。</p>	適宜	<p>DTI から補助金として交付される電波監理に係る行政費用の予算は、Ofcom が予算案を作成し、DTI が承認。議会承認は不要 (年度末報告のみ)。</p>

ドイツ	<p>【周波数割当手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信法 142 条 ・周波数割当手数料令 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制機関（連邦ネットワーク庁）の過去3年間の実績コストの平均値から、総額を決めて、各無線局に配分。また、料額及び配分は、財務省の合意の上で、規制機関が決める（議会の承認は不要）。 ・具体的な料額は、無線局種の実状に合わせて、周波数、帯域幅、サービスエリア面積、人口などを条件にして決定する。 <p>周波数割当手数料（例：固定無線通信（1対多）サービス（加入者接続）</p> $\text{周波数割当手数料} = \text{料金単位} \times \text{帯域幅} \times \text{人口}$	適宜	<p>①規制機関の運営費</p> <p>3月：予算案の議会提出</p> <p>11月：議会での歳出承認額の決定（新年度開始前）</p> <p>②運営費決定後、周波数割当手数料及び周波数保護分担金を決定</p> <p>～5月：規制機関と財務省で利用料額算定合意</p> <p>5月：利用料額決定（政令公布）</p>
	<p>【周波数保護分担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信法（TKG）143 条 ・EMVに関する法律 第10条、第11条 ・周波数保護分担金令 	<p>周波数保護分担金（例：デジタルTV放送）</p> $\text{周波数保護分担金 (TKG)} = \text{サービスエリア } 10\text{km}^2 \text{ 当り } 150.90 \text{ (ユーロ)}$	毎年	<p>翌年1月：周波数割当手数料及び周波数保護分担金を当該年度内で徴収</p>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便・電子通信法典第L.42-1条（免許人による料金負担規定） ・免許人が支払う周波数使用料、周波数管理料に関する1993年2月3日デクレ※（料金算定式を規定）（※首相・主要閣僚レベルの政令）（その他、関連アレテ（担当相レベルの政令）により料金水準算定に必要な指数を決定）。 	<p>周波数使用料の料額は、サービス種類、周波数帯、使用帯域幅、サービス対象範囲、利用機関等を勘案要素として算定される。</p> <p>周波数使用料（例：GSM900/1800の場合）</p> $\text{周波数使用料} = 1\text{MHz 当り単価 (304,898.0374 ユーロ)} \times \text{使用帯域幅 (MHz)} \times \text{地理的範囲 (人口)} \times \text{利用期間 (月)}$ <p>周波数管理料の料額は、サービス種類に使用周波数や無線局等を対象に料額が決められている。（例：29.7MHz 超の固定公衆網の場合）</p> <p>1回線ごとに30ユーロ</p>	適宜	<p>ANFR、ARCEPが市場状況、財政状況を検討し、MINEFT その他関係省庁と周波数使用料・周波数管理料収入額を調整。</p> <p>9月：次年度予算閣議決定。</p> <p>～10月第1週：議会提出</p> <p>～12月末：議会決定・大統領署名</p>
韓国	<p>電波法第67-68条（根拠）</p> <p>電波法施行令第52-55条（賦課水準等）</p> <p>電波法施行規則第37-38条（納付・滞納等）</p>	<p>無線局種別により、固定額が付加される料金のほか、加入者数、設備の共用、周波数帯、使用帯域幅等に関する料金設定がある（例：携帯電話の場合）</p> $\text{事業者別電波利用料} = \text{加入者 (加入者数} \times \text{単価)} \times \text{減免係数}^1 \times \text{電波特性係数}^2$ <p>1 事業者間の設備共有、ローミング、周波数当り加入者比率を勘案した減免。</p> <p>2 1GHz帯を基準に帯域の高低により係数を設定。</p> <p>最大手SKテレコムの特権を防ぐ意味合いから、競争政策上、電波特性係数を設けているもの</p>	適宜	<p>一般会計に編入</p> <p>～5月末：MICが企画予算処に対し一般会計を含めた予算要求書提出</p> <p>～12月：企画予算処及び国会の審議を経て、MICへの配分予算が決定される。</p>

3 歳出・歳入内訳等

国名	歳入（過去3ヵ年）	使途の内訳	剰余金扱い
米国	2004年：実績：271,958（千USドル）（約326億円） 2005年：実績：280,098（千USドル）（約336億円） 2006年：実績：288,771（千USドル）（約346億円） *1\$=120円	行政活動費、電波監視、放送規制事務費 国（連邦政府）の無線局については、周波数管理及び関連する研究開発	FCC：議会が承認した徴収額を超えて徴収された場合、電波監理に係る行政費用として年数制限のない繰越金となる（No-year Carryover）
英国	・2003年12月（Ofcom新設）～2004年3月： 収入合計：£32,865,000（約46億万円） ・2004年4月～2005年3月： 収入合計：£147,141,000（約352億円） ・2005年4月～2006年3月： 収入合計：£158,087,000（約378億円） ※1ポンド=239円	電波監理	一般財源(Consolidated Fund)に繰り入れられるので、政府がどのような目的にも使える。一部、研究開発を支援する周波数効率化基金に繰り入れられている。周波数オークションで得た資金を英国の借金の支払いに充てた事がある
ドイツ	2003年 5,787,700ユーロ（約10億円） 2004年 131,635,500ユーロ（約216億円） ^① 2005年 -17,706,600ユーロ（約-29億円） ^② ※1ユーロ=164円 ^① 2003年の周波数保護分担金の延滞及び放送局に対する追徴処理 ^② 1998～1999年の周波数保護分担金の払戻し処理	行政活動、研究開発、国際協力、標準化活動及び訴訟	次年度繰越なし
フランス	周波数使用料・周波数管理料合計： 2004年度：— 2005年度：342,582,000ユーロ（約562億円） 2006年度：399,449,704ユーロ（約655億円） ※1ユーロ=164円	（一般会計から各主管庁へ一般予算が分配されるのみ。電波利用料収入の使途は特定されない。）	次年度繰越なし
韓国	2004年：2,472億ウォン（約321億円） 2005年：2,568億ウォン（約334億円） 2006年：— ※1ウォン=0.13円	電波監理、電波利用環境整備、電波産業育成、人材開発等	次年度繰越あり

4 国等の無線局の扱い

国名	対象無線局・徴収の有無	算定方法又は徴収理由	その他
米国	徴収：有 対象無線局は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・地上通信システム（短波長距離通信、船舶・航空機通信、陸上移動通信、マイクロ波 P-P 通信等） ・宇宙通信（気象、地球観測、核実験探知衛星を含む） ・各種レーダー ・航法支援施設（衛星を含む） ・テレメトリー 	NTIA が提案する周波数管理費と研究開発費に基づく予算案をベースに、議会で決定される議会承認額を対象無線局数で割って算定 （例：2007 年度 \$108/局） 【徴収理由】 周波数有効利用のインセンティブとなることが期待されるため	新しい周波数共用技術の採用等による有効利用促進
英国	徴収：有 対象無線局は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・軍用通信・レーダー用等（NATO が監理する軍用周波数帯、一部の軍用レーダー（3.1～3.4GHz 帯、5.3～5.65GHz 帯）については非徴収） ・公共安全サービス用 ・電波天文用 ・気象観測用 ・地球探査用 ・宇宙調査用 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制的料金設定（行政費用回収） 航空、海事、科学 ・AIP 軍事（左記 NATO 監理の軍用周波数帯等を除く）、公共安全サービス 【徴収理由】 周波数有効利用のインセンティブとなることが期待されるため	今後は国が使用する無線局についても AIP 等を徴収する予定
ドイツ	徴収：有 <ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府、州政府、市町村及び関連団体が公的業務で使用する無線局（例：軍事、行政等）、 ・安全維持の任務を負う無線局（例：警察、消防、水防等） 	無線局免許人からの周波数割当手数料及び周波数保護分担金の徴収は免除されているが、その代わりに、連邦政府が負担	—
フランス	徴収：無 対象無線局は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・航空用 ・電波天文用 ・軍隊用 ・警察・消防用 ・気象観測用 ・港湾・灯台・無線ブイ用 ・研究開発用 	調査中	今後は国が使用する無線局についても周波数使用料を徴収する予定

韓国	徴収：無 国及び地方自治体が開設する無線局の電波利用料は全額免除	国家財源の循環となるため徴収していない	周波数再編促進のため、使用期限が定められていなかった軍利用周波数に、2005年の電波法改正で10年の使用期間を設定
----	-------------------------------------	---------------------	---